資料１

平成21年度行政改革大綱及び行政改革推進計画の改定の概要

１　改定理由

行革大綱に掲げる４つの大目標の達成を担保するため、これまでの取組状況等を検証し、より有効で機能的な計画となるよう見直すとともに、推進体制についても見直すもの。

２　主な改定内容

（１）中目標の廃止

「４つの大目標」と「中目標・重点取組・具体的な取組項目」との関係が直接的になっていないため、大目標と取組結果との因果関係が間接的であり、目標達成が十分に担保されているとは言い切れないことから、中二階のような中目標を廃止し、大目標と手段（重点取組及び具体的な取組項目）を直結するとともに、全体の体系を整理する。

※詳細説明は資料２

（２）取組項目の大きさの整理

具体的な取組項目については、単位としてやや細かく件数が多いため、個々の取組にとらわれ、目標や重点取組レベルでの分析・評価が十分になされない傾向があることから、重点取組と具体的な取組項目のうち、細かすぎたり小さすぎたりするものを整理・統合し、単位の大きさを揃えて再構成する。

例：取組項目で「職員研修」と「職員派遣」があるが、派遣は研修の一環で行っているので統合する。

（３）目標を達成した取組項目等の削除

一定の進捗があった取組や、具体的な効果が見込めないなどの理由により実施を見送る取組について、推進計画への掲載を止める。

例：市場化テストは、明確な効果が期待できず当面は実施を見合わせていることから掲載しない。

（４）進捗等による工程概要等の見直し

進捗等により工程概要等を見直す。

※21年度行革推進計画の改定内容と改定理由は資料３

※21年度の行政改革推進計画一覧は資料４

（５）行革推進体制

新年度における行革推進課の新しい任務の遂行と、行政改革推進計画の進捗点検の望ましい姿を改めて検討したことを踏まえ、行革市民会議を廃止するとともに、市民の様々な意見を市が総合的な立場で調整し、行政改革の進捗に反映していく体制とする。

※詳細説明は資料５